

令和 7 年 度

教育委員会定例会（12月）議事録

四條畷市教育委員会

1 開催日時・場所

令和7年12月24日（水）午前10時00分から午後1時10分まで
四條畷市役所 本館3階 委員会室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
教育総務課長代理	荒堀 涼	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長	賀藤 久道
学 校 教 育 課 長	胡 健太	兼 公 民 館 長	
学校給食センター所長	谷口 直人	文 化 財 課 長	西岡 充
教育支援センター長兼		文化財課長代理兼主任	實盛 良彦
学校教育課指導担当課長	金子 摂	図 書 館 長	田中 学
教育支援センター主幹	黒田 光秀		

【その他出席者】

総合政策部次長兼秘書政策課長 板谷 ひと美

4 議事録作成者 教育総務課 花田 僚助

5 付議案件

議案 第29号	四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定について
報告 第21号	令和7年度一般会計補正予算（第6号）に対する意見の申し出について
報告 第22号	第4次四條畷市識字基本計画（原案）の策定について
その他	学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について

木村教育長	<p>只今から12月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
木村教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は尾崎委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第29号 四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>議案第29号 教育情報セキュリティ対策基準の策定について、ご説明申し上げます。</p> <p>教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、四條畷市教育委員会及び四條畷市立小中学校等における教育情報セキュリティ対策基準を策定することについて、議決を求めるものです。</p> <p>四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定は、学校教育の情報化の推進に関する法律第3条第5項に基づき、四條畷市情報セキュリティ基本方針に基づく児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を目的とした教育活動等における個人情報等の取扱いに係る基準となります。</p> <p>内容についてご説明申し上げます。別紙「四條畷市教育情報セキュリティ対策基準（案）」をご確認ください。</p> <p>4ページには、「1 目的」「2 適用範囲及び用語説明」を、5ページ下段以降に「3 組織体制」を明記いたしました。8ページをご確認ください。副市長を最高情報セキュリティ責任者、教育長をCISO補佐とし、学校教育部長を統括教育情報セキュリティ責任者、教育支援センター長を情報教育セキュリティ責任者、並びに教育支援センター主幹を教育情報システム管理者であることを示しました。また、情報政策課長を危機統括監、教育情報セキュリティ管理者を学校長といたします。9ページ中段以降「4 情報資産の分類と管理方法」を記載しております。18ページ下段「5 物理的セキュリティ」として、外部ネットワーク、サーバー等の管理に関する対策基準を記載しております。25ページから「6 人的セキュリティ」として、セキュリティポリシー遵守事項について記載しました。続き、35ページには「7 技術的セキュリティ」として、様々なリスクを想定した対策基準を、44ページには「8 運用」としてシステムの監視、管理、監督に関する事項を、52ページ下段には「9 外部委託」に対する基準を、53ページには「1</p>

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)

0 SaaS 型パブリッククラウドサービスの利用」として、クラウド利用に関する対策基準をそれぞれ記載しております。最後に、62ページ以降「1.1 評価・見直し」を記載しております。

木村教育長

本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

尾崎委員

令和7年3月に文部科学省がガイドラインを示されました中に例文がございますが、それを本市に合うように加筆をされたり、あるいは項目ごと削除されたりしていると理解をしておりますが、全体として少し失礼ながら精度に欠ける部分があるのではないかと思います。全体としてもう少し国の示されているものと本市の状況に応じてさらに検討が求められるのではないかなと思う部分がございます。その点について1点申し上げたいと思います。8ページでございます。1つは概念図として示されております組織体制ですが、これがおそらく教育セキュリティ委員会の構成を中心として、その他、市や学校との関係をお示しになった概念図であろうと理解をいたしますけれども、例えば、上から5つめの四角にございます危機統括監、あるいは市情報セキュリティ担当課長っていうのがございます。これはおそらく市の情報セキュリティ委員会の構成メンバーであろうかと思います。8ページまでのところでの各責任者等の役職についての説明の中にはございませんので、そういったところと推測されますが、それが連携をするというのは、同じ市情報セキュリティ委員会内での連携というように受けとめられますので、こういった点を修正いただきたいところです。

また、この同じ役職名のところは他のところでは、この対策基準の中にある役職名は充て職として副市長であるとか、部長であるとか、所属長であるとかになってございますけれども、この部分については危機統括監とし情報セキュリティ担当課長との関係が充て職ではないと思いますので、こういった点も不備があるかと思います。

全体として先ほど意図された概念、教育情報セキュリティ委員会と市の情報セキュリティ委員会、そして学校。これらの関係がより明確になるようにこの概念図は修正をいただきたいと思います。

そしてその上にあります本文でございますけれども、本文の中に構成員について記載されております。CISOをCISO補佐、統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ管理者のうち、CISOが指定するものとなってございますので、これは極端な場合、この中から1人でもいいし、全員でもいいとなりますので、このうちCISOが指定するものは削除されるのが妥当ではないかと思います。続いて、危機統括監、市セキュリティ担当課長及びCISOが別途選任したものと記載がありますので構成員は必要ないのではないかと思いますので、これについてはご検討をいただきたいと思います。

(尾崎委員)	<p>他にもですね、そういった箇所があると思いますので、今一度精査されますようにお願いをいたします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>教育情報セキュリティ対策基準について、今これだけ教育情報がGIGAを中心として、教育現場で過剰ななか、これだけのものを作っていて、非常に大変だったろうと思いますし、ありがとうございます。その中でちょっと何点か引かかる部分があります。</p> <p>1点は、尾崎委員の言われたように国のガイドラインと少し違う点についてです。6ページの組織体制に関してですが、最高情報セキュリティ責任者は副市長ということについては理解できますが、その補佐として教育長を置いている。あわせて、統括教育情報セキュリティ責任者については、別途、教育情報セキュリティ担当部長を充てられているというところが、国のガイドラインとは異なるかと思います。統括を情報セキュリティ担当部長、現在の組織体制ですと学校教育部長かと思いますが、教育長ではなく部長とされた理由があれば教えていただきたいと思います。といいますのは、統括教育情報セキュリティ責任者の職責として、3番めと5番めに記載のある、3番めについては、ガイドラインによると教育長の職務として書かれている部分ではないかなと思いますので、それがそのままここに活かされておりますので、少し違和感を感じます。教育長にしない理由が何かあれば、それを教えていただきたいというのが1点です。</p> <p>次に6ページ「3. 3」ですが、教育情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ担当部局の所属長を充てるとなっていますが、この情報セキュリティ担当部局の所属長は、教育委員会事務局のどの部署に当たるのか、それが教育情報セキュリティ担当部長とどのように違うのか、その点が不確かでありますので教えていただきたいと思います。</p> <p>3点め、校長について教育情報セキュリティ管理者を学校長にしていますが、何か発生した場合に校長が教育情報セキュリティ責任者、統括教育情報セキュリティ責任者、CISO補佐及びCISOの4者に速やかに報告を行わなければならないとされていますが、4者にされた理由が何かあれば教えていただきたいと思います。校長が実際何か起こったときに、それぞれどのような報告の仕方をするのかわかりませんが、緊迫した状況の中で4者に報告をしなければならないっていうのは非常に大変かなというふうに察します。特に、教育委員会内部の場合には、誰かから教育長に報告をしていただき、教育長から指示を出してもらおうという指示系統がよりふさわしいのではないかと思います。</p>
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>ご質問について、順次お答え申し上げます。</p> <p>1点め、教育長にしない理由はとご指摘いただきました件につきまして、再度役割については検討が必要だと認識しております。また、統括教育情報</p>

<p>(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)</p>	<p>セキュリティ責任者の内容につきましても再度見直しを図って参りたいと思っております。</p>
	<p>2点め、情報セキュリティ担当部局についてのご質問については、再度、整理したく思っておりますが、現時点で教育情報のセキュリティに関して主たる業務を担っておりますのは教育支援センターでございますので、文言の整理をしたく思っております。</p>
	<p>3点め、学校長の報告に関しましては、速やかな報告と対応が必要になっていることから明記しておりましたが、より現実的な報告の手順等についても見直しを図って参りたいと思っております。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>8ページですが、私は不勉強でよくわかってない部分があるかと思いますが、そこにセキュリティ委員会に関する記述があります。その中に危機統括監、市情報セキュリティ担当課長という文言がありますが、この危機統括監というのはどういう方をさすのか教えていただけないでしょうか。</p>
<p>黒田教育支援センター主幹</p>	<p>組織図の中にありましたように、ここで定めているものにつきましては、教育情報に対するセキュリティ対策を示しているものになりますが、市の基本方針に基づいた対策基準を作成しているため、市のセキュリティ委員会とどのように連携を図っていくかを検討した上で、組織図のように落とし込んでおります。先ほどご意見いただいたことから、もう少し明確になるように再検討して参ります。市のセキュリティ委員会の中の構成メンバーに危機統括監と市情報セキュリティ担当課長が委員として入っておりますので、両名につきましては教育情報にも所属していただき、市の対策委員会との連携を密に図るよう構成メンバーを考えておりました。そこについても再度、検討を深めていきたいと思っております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ここについてはもう一度見直すということによろしかったでしょうか。</p>
<p>黒田教育支援センター主幹</p>	<p>見直してまいります。</p>
<p>佃委員</p>	<p>急速に情報化が進む中で、個人情報の漏えいをはじめ、インシデント防止に対する基準をこのように作成していただき、ありがとうございました。</p> <p>その中で、本市の実態に応じた書きぶりというのがあると思いますが、例えば、19ページの「5. 2 管理区域（教育情報システム室等）の管理」では、教育委員会のサーバー室にサーバーを設置している場合や、学校にサーバーを設置している場合とかいろいろな可能性を考えて、たくさん書いておられますが、現在、市庁舎の本館にサーバーがあつたり、いろんな状況、現状を鑑みて、一番適した書きぶりをされる方がいいのではないかなと思いま</p>

<p>(佃委員)</p> <p>山本教育長職務代理者</p>	<p>した。また、現場の運用に目を向けますと、例えば38ページ「7. 2 アクセス制御」のところで、統括情報セキュリティ責任者、つまり校長先生は教職員がアクセスできないようにシステム上制限しなければならない等の表現がありますが、校長先生が実質的にそういう対応をできるのかどうかという辺りとか、端末からメールを送ってはいらないってことも15ページ等に記載がございました。もちろん、リスク管理をするとともにそれでも教職員が教育活動の上で、使い勝手のよい基準を作成していただいた方が良いのではないかなと思いますので、そういったことももう少し煮詰めていただければと思います。</p> <p>先ほどに続けて何点か気になった部分がありますので、指摘をさせていただきます。</p> <p>先ほど言いました4ページ「2. 1 行政機関等の範囲」という記述があります。最後の2行に「また、児童生徒においても本対策基準を順守するよう、情報資産に接する職員、保護者等が適切に指導を行うものとする。」との文言がありますが、この項目は行政機関等の範囲ですので、その2行が記述されているのは、そぐわないのではないかなという気がしました。また、その2行の中の最後に「保護者等が適切に指導を行うものとする。」という文言がありますが、範囲の中に書かないにしても、保護者が適切に指導を行うという部分については、保護者に対する指導が必要になりますので、この記載部分をどのようにするかについては別途項目等を設ける必要があるのではないかなと思います。この記述が後半部分にあるのであれば私の勘違いかと思いますが、疑義がありました。</p> <p>次に、9ページに「3. 8 兼務の禁止」という項目があります。本項目については、承認または許可を行う者と承認者、許可者は同じ者を兼務してはならない。本記載については、ある程度事情がわかりますけれども、果たして本市の場合うまく回るのかというのは気になります。特例等はないのでしょうか。</p> <p>続いて、監査というのが同項目の②に記載がありますけれども、この監査の項目が62ページに先ほどセンター長が言われた「11. 1 評価・見直し」に監査という項目があり、63ページの「11. 1 実施方法」では、監査部門において被監査部門から独立して監査を実施しなければならない形になっていますので、実際本市に整合した監査が実施できるのか気になるところですから、この記載についても本市に整合した記載に変える必要があるのではないかなと思います。</p> <p>続いて、51ページに「8. 11 法令等遵守」が記載され、法令に従わない場合には懲戒処分等を行うという形で、その規定が記載されておりますけれどもこれが本市の懲戒処分の規定にうまく合うのかどうか、懲戒処分の規定指針を変える必要がないのかということも気になりますので、検討もお</p>
--------------------------------	--

<p>(山本教育長職務代理者)</p>	<p>願いたいと思います。</p> <p>最後に、多岐に渡り大変な作業をしていただきましたので、本市にそぐわない高等学校に関する記述の部分については削除する必要があるのではないかと思います。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>4ページにございます。先ほど山本職務代理が指摘されました「また、児童生徒においても本対策基準を順守するよう、情報資産に接する職員、保護者等が適切に指導を行うものとする。」という記述の中でこの「順守」が他の項目の「遵守」と使い分けている意味がもしありましたら教えてください。保護者、児童生徒が含まれるのでこういう使い分けをされているのか、それともまだ検討はしていないのか、それだけ教えてください。</p>
<p>金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>委員ご指摘の通り、こちらの「順守」につきましてはGIGAスクール構想第2期において令和8年4月から実際iPad等を配布するにおいて、保護者児童生徒への啓発、また周知等は欠かせないものと思っております。より具体的なものに落とし込み、子ども達に安全安心な環境を構築するためにまた保護者にも協力は一定求めていきたいと思っております。表現等についてはより一層、精査して参りたいと思っております。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>保護者という立場から1点意見というか、現状の保護者の今、肌感というものをお伝えできたらなと思います。生徒一人一人に端末が配布されて、セキュリティ部分はしっかりされているという認識で、ただ破損についてやパスワードの管理など保護者としても認識がとてもバラバラしているのではないかと思います。その理由の1つとして理解がとても難しい点にあります。どこまでを保護者が理解して管理していったらいいのか、お手紙でぱらぱらと情報がやってきて今そうなんだなという認識はできるのですが、4ページに記載がありますように、保護者等も子どもに対して何かアクションが必要であったり、把握していくことが必要ということであれば、理解がしやすい形で、何か最初の段階でここは保護者が理解しといてよってというしっかりしたものがもう少しあると現在のぱらりとくるお手紙だけでなく、ここだよというのが示されると、わかりやすいのではないかと感じました。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>委員の皆さまからいただきました意見を集約すると、国のガイドラインを参照にしたということはよくわかるのですが、本市の現状に照らしてみると当てはまらない点が複数あること、また、組織体制と運用上の懸念が見られるということで、今回の計画案につきましては、多岐にわたり修正が必要だと判断させていただいたところです。</p> <p>スケジュール感について、本議題を継続審議としても大丈夫か確認させていただきます。</p>

金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>原案につきましては継続審議とさせていただき、審議を継続するということを踏まえたうえで、この12月に教職員端末が配備されたことから、年明けの1月から可能な範囲で教職員には端末を使用させていただきたいと思っております。</p> <p>対策基準をご議決いただく前ではございますが、基本的な考え方としてはこの対策基準案に基づいて、可能な範囲で教職員に端末を使用していただけよう周知していきたいと思っております。</p>
木村教育長	<p>一定、基本的なところは示しつつも対策基準につきましては継続審議とさせていただきたく思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、議案第29号 教育情報セキュリティ対策基準の策定については継続審議といたします。</p> <p>それでは、次に移ります。報告第21号 令和7年度一般会計補正予算(第6号)に対する意見の申し出についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本学校教育部長	<p>報告第21号 令和7年度一般会計補正予算(第6号)に対する意見の申し出について、令和7年度一般会計補正予算(第6号)を市議会12月定例議会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることについて、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。</p> <p>教育関連の補正予算の詳細については、配布している資料令和7年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいてご説明いたします。</p> <p>資料の5ページをご覧ください。</p> <p>第3表債務負担行為補正の1追加、四條畷小学校及び四條畷中学校整備基本計画策定支援業務の委託に係る経費を計上するものです。この債務負担行為は令和8年度の早い段階から当該校の整備基本計画策定業務を開始するために、今年度中に事業者選定を進めるためのものです。</p> <p>次に、同ページ部活動の地域展開事業に係る経費については、中学校の部活動は、顧問である教員の指導のもと、教育活動の一環として行われてきましたが、少子化や教員の働き方などの変化を踏まえ、子どもたちが生涯にわたりスポーツ活動等に親しむことができる環境整備、教員の負担軽減に繋がる仕組みづくりを推進するため、部活動の地域展開を図っていくとし、令和8年度1学期から既存の部活動に加え、外部委託による部活動も組み込める</p>

<p>(阪本学校教育部長)</p>	<p>よう、債務負担行為を設定するものでございます。</p> <p>次に、22ページから30ページにかけて本年4月以降の人事異動に伴う各費目間での人件費の調整を行うとともに、本年度の人事院勧告に準拠した職員給与と会計年度任用職員給与の改定に伴う人件費の増額を計上いたしております</p> <p>その他につきましては、26ページをご覧ください。款「教育費」、項「社会教育費」、目「公民館費」の境界確定等業務については、市民総合センター等用地と隣接する土地との境界確定業務の費用を計上するものでございます。なお、本補正予算は令和7年12月1日開会の市議会12月定例議会において委員会付託され、予算決算常任委員会での審査を経て、12月16日の本会議で原案のとおり可決されています。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>今の報告につきまして、何かご質問、ご意見等ありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」 の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。報告第22号 第4次四條畷市識字基本計画(原案)の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>賀藤社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長</p>	<p>報告第22号 第4次四條畷市識字基本計画(原案)の策定について、令和3年3月策定の第3次四條畷市識字基本計画の計画期間の5年を経過しようとしております。</p> <p>令和7年度において、四條畷市識字推進連絡会及び四條畷市識字基本計画進捗状況等の意見聴取会等での議論を経て、第4次四條畷市識字基本計画(原案)を作成したことを報告いたします。</p> <p>なお、この原案に対する市民意見公募パブリックコメントを実施していることも併せて報告いたします。</p> <p>本計画は、第3次計画の期間満了に伴い改訂するもので、基本理念及び重点目標は、第3次計画を引き続き継承しております。第3次から第4次への主な変更点は、次の2点です。</p> <p>1点めは、計画期間と位置付けの更新です。この度、四條畷市教育振興基本計画及び教育大綱が更新されましたので、それに基づくもの、あわせて内容につきましては各課による修正、データにおいては最新のものを更新させていただきます。</p> <p>2点めにつきましては、現状と課題の見直しです。</p> <p>第3次基本計画中の取組の成果や日本語教室の受講状況、学習ニーズの変化等を反映し、現状の分析と課題を更新しております。</p> <p>併せて、今回もアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映しており</p>

(賀藤社会教育部
副参事兼文化・公民
館振興課長兼公民
館長)

ます。アンケートにつきまして、1つは生活者として外国人や外国にルーツのある人及び非識字者を対象に、日本語学習の状況だけでなく、日常生活では困りごとや防災情報の理解状況、今後望むシーンや学び方についてお聞きしたのも、もう1つは障がいのある人を対象に学習に関する課題に加え生活や防災に関する不安やニーズなど多岐にわたってお聞きしたものでございます。これら2種類のアンケートの結果と自由記述のご意見を集約し、学習機会の充実だけでなく、生活支援や防災対応を含めた支援の方向性を決定する際の基礎資料としております。以上が変更点とアンケート調査の概要です。

今後もアンケート結果を踏まえながら、より実態に即した識字基本計画となるように、第4次識字基本計画の策定を進めて参りたいと考えております。

木村教育長

今の報告につきまして、何かご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

尾崎委員

読ませていただいて、文字が大きく大変読みやすかったです。加えて、コラムやアンケートなど、非常に読みごたえがあり、勉強させていただきました。そのご労苦に対して敬意を表したいと思います。そして、この第4次識字基本計画、識字推進というのを読み書き計算だけではなくて、社会的背景、生活様式の多様化、特に外国籍の人なども含めての話だと思いますが、時代に合わせた情報リテラシーというこの観点から推進するっていうのは、非常に意を強くいたしました。これは年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、特に私も高齢者ですが、この情報リテラシーについては、高齢者などもその弱者であると思いますので、そういった点での視野を広げて取り組みいただくということに大変心強く思いました。

ただ、表記上、幾つか気になるところがございますので、公的なものでございますのでご指摘をさせていただきます。

1つは6ページの第2パラグラフにございます。近年、外国人の技能実習生が増加していますがというくだりの2行めです。「グローバル化の進展やに～」とございますので、「に」を削除していただきたいということと、続けて3行め「出入国管理及び難民認定法の改正などにより今後特定技能～」の今後の後は句読点を打っていただきたいと思ひますし、「特定技能」については、後に「者」がいるのではないかと思います。そして、仕事で来日する外国人ということで、照応するかと思ひますので、今後はですね今16分野で特定技能は認められておりますけれども、今後19分野に広がったりとかあるいは育成就労というようなことで、さらに人手不足ということもありまして、外国籍の人の本市に在住され、あるいはお仕事をされて人も増えてくるかと思ひますので、こういったところについての目配りというのを今後必要になるかと思ひます。

続きまして、同じく、文章の訂正をお願いしたいのですが、19ページ表の②四條畷市識字推進連絡会に記載の文章でございますけれども、取組の

(山本教育長職務
代理者)

なことが進展したと思います。第3次識字基本計画の成果等が書かれていますが、様々なことがすごく進展して、市の広報等も含めた取組が広くわかりやすくなったのかなと認識をしています。その上で、特にどれを修正ということではないのですけれども、何点か感じた意見がありますので、それについて申し述べさせていただきます。

識字基本計画が始まってからすでに10年近くなると思いますが、その間非常に社会情勢も変化をしてきました。その中で、文言が相変わらず同じものが使われているということについて少し違和感を持っています。特に24ページの四條畷市日本語教室ってどこだろうというコラム2がありますが、その中で非識字者や生活者としての外国人住民が地域で安心して暮らすために必要な日本語の読み書きをしているという表現があります。この非識字者という部分については第1次計画からこの後に出てきますが、振り返りますとユネスコが初めに非識字者と識字者について定義をしましたので、その部分がずっと続いてきているのかなと思います。ただ、日本語学校のところで非識者として生活者としての外国住民と書かれてしまいますと、少し違和感を感じます。違和感を感じるころは、ユネスコあるいは第1次計画の20年ぐらい前に、非識字者と定義したときには文字の通りだったのかなと思いますが、現在、全国的に夜間中学校が閉校していくという事情があります。夜間中学校が閉校しているのは、すでに非識字者と言われる人があまり多くない。極論とすれば、ほとんどおられなくなったというような中で、夜間中学校は閉校していくという社会情勢があるのかなと思います。実は今はほとんどの人が非識字者ではなくて、機能的非識字者と言われている人かなと思います。日本語は話すことができる、あるいは読むことはできるけれども日本語の習得の機会がなかったため、十分に就労の機会が得られていない人が機能的非識字者と言われていますが、そういう人がほとんどではないかなというふうに思います。それを踏まえてコラム2のように書かれてしまいますと、実際には外国人の人は非識字者かとなっていく可能性があります。そうなるのであればこれは差別用語になってしまうのかなと思います。外国人は、母国では識字者ですので、日本語が堪能でないということだけですので、誤解を生むのかなと思いましたので、そのあたりを識字者と非識字者を分けて考えるのであれば、本市が考える非識字者とはどういうものをきちんと定義づける必要があるのではないかと思います。

実際、11ページに平成19年の識字施策推進指針の記載箇所、識字とはということについて定義をされています。そこらを含めて、再度検討する必要があるのかと感じました。

それから同じようなことがコラムの中に記載されています。コラム12については、正直申し上げて、2012年の事例が書かれていますので、はたしてこれがそのまま本市の現状になるのかなってことについては疑問を持っています。コラムを見ますとそういうところがすごく多くて、確かに一生懸命

(山本教育長職務
代理者)

されたってことがありますので、当然そういうプランが必要であり、それは読み応えがあるのかなと思いますけれども、もう少し現状に合ったコラムにすべきではないかと思います。このコラム1がどうしても必要であれば、後ろの参考資料があります。その参考資料のところに、被差別部落における識字学級の発生ということについて説明をされていますので、このこと自体は識字学級が本市も含めて、非常に取り組まれていることの歴史的な教育ですので、それについては書かれるのは当然だと思いますので資料編に入れていただいた方がいいのではないかなと思います。同じ観点で言いますと、コラムの中に自閉的傾向のある知的障がい者という形になって書かれている部分があり、それだけを読んでいきますと自閉的傾向があるかないかということによって、枠組みは当てはめていくというような発想が見られます。そうではなくて、障がい者に対しては、障がい者を当てはめていくのではなくて、社会制度であるとかシステムをそれに合わせていくという発想が必要かと思えますので、そのあたりも自閉的傾向に対する社会的な概念が随分変わってきていますので、それに沿うようなコラムを掲載する必要があると思います。

最後にもう1点、53ページの今後の取組のところですが、具体的な取組とその主体ということで柱が3つあります。その3つの柱の中を幅広い分野にわたる識字活動の推進という柱1を読ませていただきますと、この項目の中身はほとんど非識者への対応になっており、生活者としての外国人に対する対応が述べられていません。その部分は柱2で少し触れられているという部分がありますが、非識字者と生活者としての外国人に対する2つの対応を考えるのであれば、その対象を2つに絞った項目を書く必要があるのかなと感じました。

いずれにしても、すでにパブコメをしている段階で原案としては決まっていると思いますので、特に修正ということではなくて、私の意見として述べさせていただきます。

佃委員

今年の初めの成人式での日本語教室で学んだ人の感動的なスピーチが33ページに同じように記載していただいています。四條畷市にはしっかりとした基本計画があって、市の取組の丁寧さや深さがあり、継続の素晴らしさによって、こういった成人が育ってくれたのかなと大変うれしく思うところでもあります。ただ、山本職務代理がおっしゃっていましたが、そういったこれまでの経緯であるとか、歴史を知るとか、そしてもちろん不易の部分もこの基本計画には必要だとは思いますが、2025年という新しい時代が始まっている中で、コラムがずっと以前から同じものをたくさん記載されている、記載し続けているということについては変革の勇気を持っていいのではないかなと思っています。その根拠としては75ページにございます。市の日本語教室キッズ教室とみんな来てや学級を2つ羅列されておりますが、現状はみんな来て学級は現在休止中でもあり、その下に続くいろいろな項目

<p>(佃委員)</p>	<p>に非記載の部分もございます。にもかかわらず、コラムにたくさんのみんな来てや学級の内容について記載されているっていう点も含めましても、少し順番を変える、先ほど山本職務代理がおっしゃっていましたように資料の扱いとともにするなどの改定の必要もあったのではないかと思います。さらに85ページから今回のアンケートについて、データを示しつつ、40ページにかけて分析をしていただいています。41ページの③にありますような新しい考察についてはとてもわかりやすいですし、さらに案内をする工夫なども必要だなんていうこともわからせていただいたのですけれど、5年前とのデータの比であるとか、そういった今の四條畷市がどのように変わってきてるのかという観点からも過去のデータと前回のデータを比較するようなアンケートの見せ方もあるのではないかなと思いましたので、意見として申し上げます。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」 の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>現在、意見公募手続の最中ということもありますので、今いただきました意見につきましては、原案から案にする段階で可能な限り反映していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、その他の案件に移ります。</p> <p>学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について、事務局から内容説明を願います。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>児童・生徒アンケートにつきましては、以前定例会に速報という形で内容を共有させていただきました。今回、そのアンケートの内容が確定いたしましたので、共有をさせていただきます。また、同じく保護者アンケートにつきましても、速報を以前示させていただきましたが、今回確定という形で教共有をさせていただきたいと思います。教員アンケートにつきましては、10月6日から12月17日まで実施させていただいております。こちらにつきましては速報という形で資料を共有させていただきます。</p> <p>回答者は212人になります。対象者は、校長、教頭並びに教諭292人となっております。回答率は72.6%となっております。またこちらの方は速報という形で共有させていただいておりますので、事務局で再度精査した上で確定という形で考えております。その際は共有をさせていただきます。</p> <p>現在、アンケート結果の分析を進めている状況でありますので、一定分析が整った段階で情報の方を共有させていただきたく思っておりますので、よろしくお願いします。</p>

木村教育長	<p>内容が多岐にわたりますので、今すぐにとということではないかと思っております。</p> <p>この後、またどこかの場面でこのことに関しましては教育委員会としてじっくりと考えていく場面が必要だと考えておりますので、本日は速報を受けたということでこの程度にとどまらせていただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>他にございますか。</p>
古市教育総務課長	<p>学校施設整備方針（令和6年12月改訂版）において、改訂後より半期ごとに取り組みの進捗管理を行うことになっているため、学校施設整備における取り組みの進捗を共有いたします。資料の学校施設整備方針にもとづく取組の進捗状況管理表（令和7年9月末時点）をご覧ください。</p> <p>この進捗は半年ごとに公表することとしており、前回の令和7年3月末時点以降の主な更新箇所をご説明いたします。</p> <p>今年度実施しております四條畷小学校及び四條畷中学校における耐力度調査、整備基本計画策定業務に向けたCM事業者との契約締結、南小及びくすのき小学校における地質調査の実施など、具体的実施内容を記載いたしました。また、表の下に備考を記載しており、特記事項として学校再編整備計画策定から一定年数が経過したことによる検証についての記載などもしております。以上の内容を基に、12月2日開催の公共施設等総合管理計画推進本部会議にて報告をしておりますこと共有をさせていただきます。</p>
板谷総合政策部次長兼秘書政策課長	<p>令和8年度の機構改革についてでございます。</p> <p>先の令和7年10月の教育委員会定例会で報告をいたしまして、意見交換をお願いした令和8年4月の機構改革について、12月市議会定例議会で関連条例の制定が可決されましたが、可決までの経過におきまして、市議会から種々のご意見をいただき、その対応として本日お示しの四條畷市社会教育の適正な実施の確保等に関する規則案を取りまとめましたので、その内容について意見交換をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、これまでの経過からご説明をさせていただきます。10月の教育委員会定例会で機構改革案を報告いたしまして、意見交換を行いました後、11月14日に議会全員協議会での説明、12月2日に総務建設常任委員会及び教育福祉常任委員会の合同審査、12月16日に市議会定例議会本会議での審議を受けました。うち、12月2日の合同審査会では、生涯学習分野の事務を市長部局に移管することについて、特に文化財課や図書館が行う事務や社会教育施設の貸出しに関し、政治的中立性の確保に懸念を感じる。また、学校教育との連携に課題が残るとの意見が多数上がり、結果総務建設常任委員会の審議として否決の判断を受けました。これを受けまして、理事者におきまして、議会で懸念されました社会教育の政治的中立性、継続性及び安定</p>

(板谷総合政策部
次長兼秘書政策課
長)

性の確保、地域住民の意向の反映並びに学校教育との連携を担保するため、四條畷市社会教育の適切な実施の確保に関する規則案を取りまとめました。本案につきましては、12月9日に開催いたしました第6回機構改革調整会で、事務局から内容説明の後、教育委員会事務局を經由して教育委員皆様にこれまでの経過と規則案を説明いただき、翌10日の第7回機構改革調整会において、本規則案をもって議会説明に回ることを決定いたしました。その後、本会議までの間に特別職による議会への説明が行われ、結果、本規則の制定を前提に、12月16日に関連条例が可決されました。

続きまして、規則案の概要の説明に移らせていただきます。

本規則案は、特例条例で市長部局に移管することとした事務のうち、教育活動と密接な関連を有する事務を特定し、社会教育法第8条の2、第1項で定める教育委員会の意見を聞くことを担保しつつ、他、法で定めるもの以外においても、社会教育の適正な実施を確保するために必要があると認める事項について教育委員会の意見聴取や情報提供を行うことを定めるものでございます。また、社会教育施設の利用に関し市長の意向で特定の政党に有利または不利な条件で利用させたり偏って利用させないこと。すべての市民が社会教育活動に平等に参加でき、地域住民の意向を反映させること等を規定してございます。本規則の制定改廃の際には、社会教育法第8条の2第2項により、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないとされており、本日お時間をいただき、意見交換をお願いするものでございます。

最後に、生涯学習分野の市長部局への移管につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、並びに社会教育法を遵守した運用はもとより、総合教育会議等を活用しながら、これまで通り市長部局と教育委員会の円滑な連携調整を図るとして進めて参りましたが、本日お示しの規則案をもちまして明文化することで、将来にわたる担保が可能となると考えますことから制定にあたり、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

木村教育長

本件につきましては意見交換ということですので、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

山本教育長職務代
理者

第5条に「特定の政党を特に有利又は不利な条件で利用させ、又は特定の政党に偏って利用させてはならない。」という項目及びその下に「一般的に禁止されるものではないということに留意しなければならない。」という形になっていますが、これは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。私の経験から言いますと、施設を特定の政党の方が貸して欲しいと言われて、特定の政党なのでと断ったけれどもその特定の政党がある団体名を使って申込みをして、使用しようとしたという事例が他市でありました。そういうことも想定されると思いますので、具体的にこれはどんなことを想定されているのか、少し言いにくいかもしれませんが、もしあればお願いします。

<p>板谷総合政策部次 長兼秘書政策課長</p>	<p>社会教育施設ですが、例えば選挙前に特定の政党や候補者が学校や社会教育施設で演説等をされる場合がありますが、そのような場合は選挙管理委員会への一定の手続きを経れば利用できる施設になっております。そのことから、特定の政党にだけ偏って利用させたり、させなかったりということ自体はしてはいけないけれども、適正に届けをして使用されるのであれば、一概に禁止するものではないという内容になってございます。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(「なし」 の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>内容につきましては、先ほど板谷次長から説明がありましたように、12月9日時点で委員の皆様には共有させていただいて、これでいくということにつきましてはご承知いただいているところかと思っております。今回この規則につきましては、今回このような場を設け、改めてご提案いただいたということで教育委員会としましては、もともと本来ここまですることはないのかと思ったりはしますが、ただ一定、このことによってより公平性、中立性が担保されるという観点でいきますと、この規則につきましては教育委員会としても特に異論なく承知するような理解するという内容でよろしかったでしょうか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>続きまして、その他案件はございますか。</p>
<p>西尾社会教育部長</p>	<p>市民総合センターとこども園の施設整備について報告させていただきます。前回11月26日の定例会の中で教育委員会として市民総合センターとこども園を複合施設として建設していく中での意見を取りまとめさせていただきまして、翌11月27日の総合教育会議で市長と共有をしたという流れがございました。その中で複合化に際して留意する事項であったり、懸念事項等々を記して報告書をまとめましたが、市長部局で施設整備に関する公共施設等総合管理計画推進本部会議という会議体の中で深掘りをさせていただいたうえで、その本部会議の下部組織に市民総合センターとこども園の管理運営部会という部会を設けまして、そこで細かく検討いたしました。その中で複合化に関しては、懸念事項等は具体的にこうすればクリアできるんじゃないかっていうところがあり、概ね複合化は可能であるという結論に達しました。それを踏まえ本部会議の中で複合化ということを決めたところでございます。今後は市広報誌やホームページでお知らせをしていくこととなりますが、かねてから反対されている団体への説明や対応方法について検討して</p>

(西尾社会教育部
長)

いきます。対応方法等については決定しませんでした。複合化に関してはご了承をいただいたということで、今後は市民総合センターとこども園一体の建物として基本計画の策定に取り組んでいきます。その流れの中で、先般からも様々なことを設計に反映する中で非常に重要な事項として市民ホールのご意見をいただいたところでございます。いただいた意見は音響のことであつたりとか、舞台の大きさ、座席数とかについても基本計画の中に反映していくということになっております。前回もご意見いただきましたこども園、市民ホームについては大体コンセプトを決めて進めていますが、残りの図書館と展示ホールなどの部分の公民館部分につきましてもコンセプトを決めて基本計画を策定していくということになります。図書館と公民館のコンセプトにつきましても、次回の1月14日の定例会までの間に勉強会等を開催しつつ、取りまとめていきたいと考えております。

木村教育長

ただいま西尾部長から説明のありました、図書館と公民館のコンセプト部分の前に、複合化につきましても昨日の推進本部会議で決定されたということで、その決定に合わせて市民ホールの規模感であつたりとかを前回の定例会で議論いただいたかなと思っておりますが、図書館と公民館部分につきましても総合教育会議の中でご指摘ありましたように、どこかで議論するべきじゃないかということで、計画の策定スケジュール感を考えますと、次回の教育委員会定例会の中で一定教育委員会が示すコンセプトを議論できればいいのかなと思っております。本日につきましては、提案がありましたので、まず公民館と図書館を2つに分けて、今後議論するにあたり、こんな視点が必要なんじゃないかとか、こんな資料が必要ではとか、全国の好事例とかを委員の皆様からご提案、ご意見等ありましたらお願いしたいと思っております。

まず図書館から、委員の皆様からコンセプト策定にあたってこんなこと考えた方がいいのではないかと、必要事項とか、こういう観点があるのではないかとご意見がありましたらお願いしたいと思います。

山本教育長職務代
理者

基本的な考え方として、複合化施設ができて、こども園は少し別の観点がありますが、こども未来部から種々説明をしていただいて納得はしております。図書館と公民館と市民ホールのコンセプトと言われておりますが果たして別々に考える必要があるのか少し気になっております。敷地内に1つのビルができ、その建物の中に公民館、市民ホール、図書館が入り、なおかつ、こども園が複合化してさらにこども園も潤うような形で作るということになれば、1つ市民の活動を支援するコミュニティ施設として、その部分を全体として位置付けていく必要があるのではないかと感じております。そこで好事例として、岐阜市立中央図書館「みんなの森 ぎふメディアコスモス」です。以前教育委員会で視察に行かせていただいた際にすごく感動を受けた記

(山本教育長職務
代理者)

憶があります。名前がメディアコスモスようになっていますが、その中に公民館機能、子育て機能、図書館機能が全部入っている施設になります。そのため複合化施設は、図書館のコンセプトはこれで公民館のコンセプトはこれで市民ホールのコンセプトはこれでという形ではなく、もう少し大きな全体を統括する市民の活動、いろんな活動を支援するコミュニティ機能というのがまず一番初めのコンセプトに来るのではないかなと思います。図書館としてはもちろん市立図書館としての図書サービスの拡充がコンセプトとしてあると思いますが、プラスアルファした形で生涯学習機能をいかに拡充するかが1つのコンセプトとして入るような気がします。そうしますと生涯学習機能の拡充というと図書館だけの問題ではなくて公民館にも関係する部分ではないかと思っています。そういうことを含めて図書館と言われますと市民に寄り添う居心地の良い滞在型図書館。かつて図書館長が四條畷市読書推進計画の中の市立図書館における大人へ向けた読書活動の推進の中で述べられていますが、滞在型利用や集いを意識した図書館と言われましたけれども、そのような部分が図書館のコンセプトとしてはいいのかなと思います。ぎふメディアコスモスについては、次世代型図書館といって屋根のついた公園のような図書館とされています。合言葉はここにいると気持ちがいい、ずっとここにいたくなる、何度でも来てみたい、子供の声は未来の声だというようにいわれています。要するに少々暴れて声を出しても図書館だから静かにしていなさいということではなくて、いろいろなスペースがありますので子供が自由に走り回るといのは語弊がありますがけれども図書館でありながら様々な音がオープンになって聞こえてくるという図書館でしたので、私としてはそういう図書館をイメージします。

尾崎委員

図書館のコンセプトを考えるということについて、1つは大きな図書館行政全般をどうするかというコンセプトの問題と、今回の複合化に伴ってどのような図書館にするかというような2種類のものがあるかと思っています。例えば、図書館行政全般については努力義務にはなりますが、望ましい基準の中で市立図書館の運営方針を定めるということが求められています。これがあれば全体の市民のご要望であるとか、市の現在の状況であるとか、そういったものを踏まえたうえでコンセプトがおのずと定まってくるかと思っています。そこについては、現状、四條畷市の場合はございませんので検討というのが1つあるかと思っています。そういった場合に全体として見回す場合には市民にとって身近な図書館というのが非常に大事になってくるのではないかと思います。これはフィンランドの事例でもありますが、歩いて行くことができるところにたくさんの図書館が設置されているということが子供たちの学力を支えている要因の1つではないかと考えております。かつてPISAでフィンランドがトップであったときにそのようなことも要因として指摘されました。例えば町の図書館構想は多くの市で取り組まれておりますが、そういっ

(尾崎委員)

たことも身近な図書館ということになればそうなりますし、あるいは移動図書館も含まれますし、さらに学校図書館をどう市民のものとして開いていくのか、あるいは地域家庭文庫と種々広がっていきませんが、今回は一旦置いておいての議論になるかと思しますので整理が一定必要かと思えます。

今回については居心地のよい図書館ということで滞在型は欧米では主流になっておりますので、単に本を置いておくとか本を貸し借りするというようなものではなくて、そこで多様な文化的なことが供用できるものになっていると思えます。

その場合に1つ形の上では閲覧席の数ですが、石川県立図書館は500席ございますがこれは少し規模が違いますので参考にはなりにくいと思うのですがまずは数の問題があります。それから配置の問題として、まるで円形劇場のように閲覧席がなっているようなものもございまして、形としては長時間座れるような、これは今もお考えかと思えますけれども例えば背もたれが動くものは居心地が良くて滞在しやすいという細かなことですが例えばそういうことになります。数であるとか配置であるとか、形であるとかが非常に大事だと思えます。

次にスペースの問題です。これは閲覧席に関係ありますが利用者の方のアンケートでスペースの不満が非常に高いということが出ております。25%ぐらいありました。スペースに関連して、例えばカフェは市民のワークショップではカフェスペースは必須だというようなことを言われております。あるいはギャラリーであるとか、書店ということも考えられます。ただ、これは実現性が乏しいかと思えますがギャラリーなんかでは絵本展が開けていてそこで床に座って、床は板ではなくて絨毯であるとかそれにふさわしいものになるかと思えます。また、多様な活動ができる、その場で読み聞かせが乳幼児に対しても若い親子がしている、中高生についてはどのような、そして高齢者にはどこのスペースの問題があると思えます。そして何よりも開放的な空間ということが考えられるかと思えます。これは他の施設の関係があるのでなかなか難しいんですけど、吹き抜けであるとか、木材を使用するとか、部屋ごとに色を変える暖色の暖かい色にするとか、光を取り入れるとか、京都府立図書館なんかでは地下のスペースは光が入るように大きく取ってあったりします。近隣の図書館でもそうやって光を入れるということをされています。それから透過性のカーテンなどです。本棚については利用者の視線の高さを計算している。これについては枚方市の図書館も非常にその点工夫されていました。それから子ども図書は計画の中に入っていますが例えば本棚が円形になっている、つまり本棚に取り囲まれているというような状況が守口市立図書館等はそのようなふうになっています。その他事例ですが、コンセプトとして居心地のよい図書館、この他にもその居心地を良くするためのものはいろいろあると思えますが、滞在できるというようなものが今回の限られていますが複合化施設の中における図書館にできるだけこういったこ

(尾崎委員)

とを取り入れていただけたらという思いがございます。

佃委員

私は長く寝屋川市の行政におりましたので、現場の図書館について少しだけご紹介しようと思います。そもそも寝屋川市の方でも市全体の図書館のニーズとして通勤や通学の際に簡単に寄れる駅前に図書館が欲しいというところから始まりまして、平成のときに寝屋川市駅の駅前にアドバンスという商業施設があるのですけれどもそこに直結した駅前図書館を配置しました。そちらの図書館が現在少しずつ変わっており、来年度の春に子どもに特化した子ども図書館としてリニューアルオープンすると聞いております。その前に、その中間となりますが駅前図書館の隣のイズミヤがある方の商業施設の4階を大きく改装して、それまで市の中心にあった総合センターの中にあった中央図書館を新中央図書館として、令和3年に完全移転しました。そちらのコンセプトは、家でも職場でもない居心地のよい場所、いわゆるサードプレイスってところでカフェスペースを併設したり、そして色が大変ダークな落ち着いた空間にすることで、場所の利便性もありましてそれまでの来館者数が2倍に増えたということで大変特徴的な市民が活用しやすい図書館となっております。その横に新たにこれまでの駅前図書館をさらに広くして、コンセプトは子育て支援を併せ持った子どもの好奇心を引き出す空間として、子どもということでも高校生ぐらいまでの10代の学生もターゲットにして、子育て支援機能としては遊びスペースや保護者の交流の場、そして一時預かり事業を導入し、さらに実習スペースとして約100席の席を設けるといことで、こちらも絵本児童書を中心とした蔵書をさらに増やすということで今、整備中だと聞いています。こういったことも市民のニーズをたくさん把握した上で設置していると考ええると、先ほど尾崎委員もおっしゃっていますように、四條畷市の図書館に対するニーズってものの議論を突き詰めることなく、今回は複合化施設を作るといことで、市の図書館をどういったものにするのかっていうコンセプトを作ることについては少し不安というか、本当に市民が望むものになるのかなと危惧する点ではありますが、せっかく子ども園との複合施設ということもありますので是非とも2つのコンセプト、まず居心地のよい交流空間であること、市民の皆さんが自分にとってリビングルームのような居心地のよい知的な場所である図書館であって欲しいという点、それから生涯学習ということを市長もおっしゃっていますけれども、図書館で学びたい、または交流をしたいということで、学びと未来の創造空間であること、この2点は押さえた上で、隣にこども園がせつかくあるのですから、やはり子どもたちにとっての豊かな空間であるべきだと思いますので、このこども園が横にあるからこそ先ほどの寝屋川市の子ども向け図書館まで行かなくても、子どもの絵本が充実している、または子どもたちがそこで存分に遊びながら絵本と過ごせるといったような場所を必ず設置して欲しいなと思います。

(佃委員)

その中でも四條畷市には谷口さんという有名な絵本作家もいらっしやいます。イオンにはたくさんのサンタがいたり、あちこちでサンタを見ますけれども、谷口さんだけでいいのかどうかは別としてそういった特徴あるすてきな空間をこういったところに導入することも1つのアイデアだと思いますし、子どもたちが四條畷市には僕達の夢を叶えるような、すてきな図書館があるんだと自慢できるような図書館になればいいなと思っております。そのためにはゾーニングは今後、市民ホール、図書館、公民館及びこども園を考えたときのゾーニングについての工夫は、とにかく美しく豊かにしていただきたいなと思う点でもあります。

佐々木委員

私はここまで複合化することに関して、どこか外から見ているような形で見ておりました。その中でいつも会議の場でこういった話題が出るたびに、私の想像する域ではようやく何かこう新しいものができ上がっていくぞっていう中でのスローガンとかコンセプトとかっていうのにエネルギー感が少し足りないように感じていました。それは私が一部しか見れていないっていうところもありますが、大きく四條畷市として建て替えをチャンスと捉えてより明るいものにしていくには、もう少し何かこう市民のニーズであったり、四條畷市だからこそ、これが必要なんじゃないかというもう少し明るい議論といいますか、そういうことがあればエネルギーが乗って未来に対してワクワクしながら新しいものを作り上げていくっていうことになるのではないかと見ていました。私はどうしても保護者っていう立場で子育て世代でもありますので、すべての世代のためにという部分をどう表現するのかなというところはとても興味がありそれが叶うといいなと感じています。今子育て世帯でどこに行こうかとなったときに、おそらく多くはイオンが選ばれていて、それに代わるような子育ての中で散歩のコースに図書館が入るとか、そういったときに現状、図書館では子どもを静かにさせなければいけないというのがセットで起こります。私事ではありますが、隣の交野市で子どもゆめ基金を利用して屋外で図書館を4回ほど開催しました。その時に親子連れがこられて、一番多かった声は静かにさせなければいけないがとてもプレッシャーであると、子どもと楽しみたいけれども多世代が来ることで静かにさせなければいけないということで絵本を借りて帰ることさえもままならず図書館を出てしまう。外ということで子どもに合った外で図書館を開催するということがこんなにも気持ちが楽で母としてもリフレッシュできるっていうことは嬉しいという声をいただいたことを今方向性や概要を見せていただいて感じました。

最後に、先日枚方のまるっとこどもセンターの視察に行かせていただきました。その時に建物が新しいということもありますが、とても建物内の雰囲気よかったです。どうしてかなと考えたときに職員さんの明るさとかエネルギーがすごくある場所になっていると思いました。あとは健診も階が変わ

(佐々木委員)	<p>るためお子さんの健診に来る参加率も少し上がったと伺いました。枚方市に在住のお母さんに聞くと子どもが嫌がらない施設になったなっていうことをおっしゃっていました。どうしても少し子育て世代の意見にはなっていますが、すべての世代のためにある課題もクリアできて四條畷市に合った図書館ができるといいなと思います。</p>
山本教育長職務代理者	<p>コンセプトとは離れるかもしれませんが、文部科学省が来年2026年に公共図書館運営基準の見直しをします。今有識者会議を立ち上げているかと思いますが、その一番大きな部分は本市でも読書活動の中に取り組んでいる部分でもあります。不読率の改善を挙げています。本離れがありますので、図書館の使命としては図書サービスを確立することは大切ですので、その不読率については改善していく必要があると思います。その基準の見直しの中に3点あり、1点めは学校図書館との連携強化、これはすでに本市でも他市にないような取組をしているかと思いますが、さらに継続して推進できればと思います。2点めは地域の書店等を共存する仕組みをつくることが入っていました。地域の書店はなかなか難しい部分もありますが以前から構想としてあります。駅前図書館は図書館とは言わずに、駅前の図書ルームと言った方がいいのだらうと思いますがそういうものが書店の近くにできればと思いますけれどそれが国の施策として入っています。3点めは文字・活字文化の振興です。これは図書館とは直接関係ないと言いつつごく大きな視点だと思っています。本市もこれから図書館の機能を考えていく中でこういう部分を入れて考えていく必要があるのではないかと思います。</p>
木村教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、公民館のことにつきまして先ほど山本職務代理からもっと大きなコンセプトということで触れられておりましたが、公民館の部分につきましてご意見ありましたらお願いします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>先ほど少し言いかけた部分がありますが、私は今の公民館で一番注目している場所は展示スペースになります。展示スペースと言いつつホールでは運用できないようなことがいろいろ行われるということは本市の特徴かなと思っています。先ほど言いましたように基本的には生涯学習の拡充ということは図書館も公民館も含めてあると思いますのでそういうことは一番大きなコンセプトとしてする必要があるかなと思います。また、公民館は図書館とは違う部分がありますが市民が一番居心地のいい場所かなと思います。私も少しサークル関係で公民館の利用をしていますが、公民館に行って活動をするということは自分の生活の中で大きな位置を占めますので、そういうことができる場所が非常に先ほど図書館では居心地の良いということを行いましたけれども、それに似たことが公民館においても必要なのではないかなと思</p>

(山本教育長職務
代理者)

います。

特に本市の場合は、公民館を利用しているサークル活動は結構盛んであり、なかなか新しいサークルが入っていけないという実態もありますので、そこができるだけコミュニティの機能を発揮できるような公民館であればと思います。同時に展示スペースで展示ができて、展示だけではなくて小さな研究会であるとか発表会であるとかができるところと一緒にすごく大事なことで、所掌していただきたいと考えます。

佃委員

今、山本職務代理がおっしゃっていただいた展示ホールになりますが、図書館とこども園と市民ホールを繋ぐにあたっては、展示ホールというところは緩衝材になるのではないかなと考えます。どの場所を利用するにしても展示ホールをうまく使うことによって、豊かな発想が生まれるのではないかなという、そういう交流の場になるような気がしました。超高齢化社会に突入しますので、生涯学習の拠点としての公民館の使命は大変重いものがあると思いますので、いわゆるカルチャーセンター的な様々なサークルを可能にするための部屋の確保、特に調理室などは親子クッキングとかメンズクッキングとかも今も人気があると思いますが、こども園と十分繋げる可能性もありますし、いろいろなイベントのときにそれがあることによってできる可能性が広がる点は多々あると思いますので、そういったものは必ず入れていただけたらなと思っております。

尾崎委員

多様な文化的な活動ができるということは限られたところではありますけれども、それが可能になればと思います。ワークショップの1つ意見でありましたけれど、ストリートピアノを置いてほしいみたいなことが書いてありましたがそれも1つだなどは思いますけれども、そういったことでいいますと交野市の場合は、交野シティ・フィルハーモニックというアマチュアのオーケストラがあります。発表については、当初は星の里いわふねホールという700人ほど収容できる場所でやっておられましたけれども、回を重ねて26回定期演奏会されまして、そこにはそこから出身した東京芸大の学生等がソリストとして参加したりというようなことがあります。その人たちが日頃練習するということが大切になってきますので、例えばそういう需要というのが市民の中にあればピアノを設置されている部屋、どれだけかわかりませんが楽器を持って演奏する、あるいはコーラスをされる方もいるのでそういったことも可能になるような部屋作りというようなものも市民の需要によっては考えていただけたら文化の広がりという豊かさみたいなこともあり、あまり漏れ聞こえてはいけないんでしょうけれども、多少でもそういった音楽なり美しい歌声が響いてくる公民館というのはとてもすてきなところではないかなと思いましたが、そういったことも市民の要望や需要によっては視野に入れていただければありがたいと思います。

木村教育長	<p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」 の声)</p>
木村教育長	<p>事務委員の皆様のご意見を受けまして、次の定例会議でコンセプト等を事務局で整理していただいて、提示していただけたらと思いますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、その他案件はございますか。</p>
阪本学校教育部長	<p>令和7年12月議会における一般質問のうち、教育委員会に関連する質問についてお知らせいたします。</p> <p>学校を運営していくための予算について、複数の議員から質問をいただきました。内容としては学校へ配当し校長の裁量で運用している消耗品や急な対応が必要となる修繕費などのほか、事務局で管理している運営費用も含み、児童生徒数が減少する状況にあって、PTAへの加入者、加入率とも下がってきている昨今、学校配当予算の考え方や予算額そのもの見直し、あるいは、PTAの支援に頼らない学校運営について、ICT関連費や学習環境の改善、学力向上といったこともふまえ、安定的に予算を確保する取組についての課題やそれらへの対応といったものです。</p> <p>次に、学校運営協議会についての質問では令和4年度から本格稼働をする中、学校運営協議会の目的や効果、特段、協議会の課題について活動は一定評価するものの、協議会の取組を市民へ周知することについて質問がありました。</p> <p>次に、いじめ予防の実効性を高める方策についてはいじめ問題が複雑化する中で、被害児童生徒を守るだけでは根本的に解決しない。いじめを繰り返さないための指導や支援、行動改善プログラムについての質問がありました。</p> <p>ほかにも、四條畷神社のトイレの改修に関する事、中学校の部活動の現状、公共施設再編にかかる社会教育施設の利用者等からの意見徴収、学校統廃合にかかる議論の開始時期、学校施設整備の事業の進捗、社会教育分野の今後の発展などの質問がありました。</p> <p>なお、議員からの通告書のとりまとめ及び答弁につきましては、別途、お知らせのとおりです。</p>
木村教育長	<p>議会の中で議員の皆様からの種々ご意見いただきましたことを真摯に受けとめ、教育行政にしっかりと反映して参りたいと考えております。</p>
胡学校教育課長	<p>市立小中学校における11月27日から12月23日までの学年閉鎖学級閉鎖の状況について報告いたします。</p> <p>小学校で2校学年閉鎖、6校で学級閉鎖がありました。中学校で1校学年</p>

(胡学校教育課長)	閉鎖、3校を学級閉鎖がありました。主な事由としましては、インフルエンザとなっております。
木村教育長	<p>私から報告をさせていただきます。</p> <p>一昨日、市長からいじめ再調査委員会の報告書について、本日午後0時45分から報告書を市長から私に交付する旨の連絡がございました。この報告書につきましては、教育委員の皆様にも至急に共有させていただけたらと考えております。また、報告書の内容につきましては個人情報が含まれるため、個人情報保護の観点から、四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき秘密会にしたいと思いますが、委員の皆様これにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、本案件につきましては秘密会といたします。</p> <p>(秘密会)</p>
木村教育長	<p>ただいまから、会議を公開します。</p> <p>他にありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」 の声)</p>
木村教育長	<p>それでは、本日予定の案件については、すべて終了いたしました。これを持ちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月4日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 尾崎 靖二